持計二二一又

特許ニュースは

知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 (税・配送料込み) 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

® 令和7年 **3** 月 **6** 日 (木

No. 16335 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般社団法人 発明 推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001 [電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

目 次

☆観光における知財の役割(下)(ブランド編) (1)

観光における知財の役割(下)(ブランド編)

あさかぜ特許商標事務所 所長弁理士 中山 俊彦

前回は、観光を支える技術、特にコロナ禍後の「新しい観光のかたち」として定着しつつある「マイクロツーリズム」や「ワーケーション」にまつわる技術的な側面から観光と知財の関係性について触れた。今回は、観光における知財の役割、特にブランド、及びこれをかたちづくり法的な保護を受けるための商標の観点から、ブランドが観光においてどのような役割を果たしているのかについて俯瞰しつつ、知

財の専門家が観光分野において果たしうる役割にど のようなものがあるのか、について述べていきたい。

「前段:ブランド保護のリアル」

"観光名所と言えば?"と訊かれたとき、人々は それぞれに、さまざまな地名、名所旧跡を思い浮か べることと思う。東京観光でいえば誰もが浅草寺の 雷門や東京スカイツリーを思い浮かべるであろうし、

